



German Newsletter

Japan Business Services

Issue 1 | January 2022

概要

- I. 法人税
- II. BEPS
- III. 移転価格
- IV. VAT
- V. 保険税
- VI. 不動産取得税
- VII. 個人所得税／賃金税
- VIII. 税務会計
- IX. 租税通則法
- X. 税務コンプライアンス
- XI. 租税条約
- XII. 社会保険

ドイツ最新情報

I. 法人税

課税オプションモデルに関する連邦財務省通達

連邦財務省は、法人税法第 1a 条に基づく課税オプションモデルに関する連邦財務省通達を 2021 年 11 月 10 日に公表しました。通達には、2022 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から適用が開始される人的商事会社およびパートナーシップ会社に対する新しい法人税課税オプションモデル（出資者レベルではなく会社レベルでの課税）の運用に関する見解が示されています。

通達には、法人税法第 1a 条に基づく課税オプションの個々の事実要件および法的帰結が示されています。人的適用範囲に関しては、特に、有限合資会社(GmbH & Co. KG)の無限責任社員(パートナー)である有限会社(GmbH)の保有する合資会社(KG)への出資持分に財産分配権が付与されていない場合であっても、課税オプションの行使が可能であるとしています。また、資産管理のみを行う人的会社も人的適用範囲に含まれます。（国内所得を有しない）国外会社であっても課税オプション規定の対象とされることから、当該国外会社の国内人的商事会社またはパートナーシップ会社との同等性の判断についての見解が示されています。原則的に、国外会社が（組織再編税法通達でいうところの）法形態比較に基づき人的会社（パートナーシップ）に区分され、ドイツ基準において商法第 1 条でいうところの商業に従事している場合には、同等性要件が満たされるとしています。



EY

Building a better
working world

課税オプションの行使申請に関しては、申請に際しての特記事項および国外会社に対する管轄ならびに社員(出資者)による同意についての詳細が示されています。事業年度が暦年の場合、前年度の 11 月 30 日が申請期限となります。暦年と異なる事業年度の場合は、課税オプションが行使される事業年度開始の 1 ル月前までが申請期限となります。さらに、会社の設立前に申請を提出することが認められないことから、(新規)設立会社の最初の(端)事業年度については、法人課税オプションの対象外とされます。無制限または制限納税義務者のいずれかに関わらず、会社が課税オプションを行使した後に課税オプション行使と関連して暦年から暦年と異なる事業年度への変更を行うためには、管轄当局の同意が必要です。

法人(会社レベルでの)課税への移行(組織再編税法第 25 条に基づくみなし形態変更)の点に関しては、個々の出資者が組織再編税法第 1 条第 4 項の人的適用要件を満たさない場合であっても、法人課税オプションを選択する人的会社の事業資産に含まれる含み益は顕在化されることになるものの、オプション選択は原則的に可能であるとしています。(パートナーシップのリスクを負い、経営に関する税務上の定義である)共同事業者("Mitunternehmer")に該当せず、組織再編税法第 20 条の適用対象外となる資産管理のみを行う人的会社についても同様の取扱いとなり、含み益の顕在化を条件としてオプション行使が可能です。さらに、出資者がパートナーシップの特別事業資産(パートナーシップ自身ではなく、パートナーシップ出資者に帰属するパートナーシップ関連資産)として保有する無制限責任社員である有限会社に対する(機能的に重要な事業基盤に該当する)出資持分は、簿価での課税オプション行使を実現するためパートナーシップに現物出資される必要があります。

また、課税オプション行使する人的会社とその出資者に対する収益税上の取扱いについてもいくつか見解が示されています。例えば、人的会社は租税条約上の人的適用範囲に含まれる一方、EU 親子会社指令でいうところの会社には該当しない点が確認されています。課税オプション行使する会社については、商法決算書をベースに税務上の調整計算を通じた所得計算は認められません(税務決算書の作成要)。課税オプション行使する人的会社がオーガンシャフト(連結グループ)の連結親会社である場合、連結親会社の事業内容に関わらずオーガンシャフトの継続が可能であり、課税オプションに伴い、オーガンシャフト成立要件である 5 年間の最低契約期間が再起算されることはなく、従来から成立していた財務上の結合は継続されます。他方、課税オプションを選択する人的会社は連結子会社として認められません。

課税オプション行使する会社に対する出資比率が課税の基準となる場合(例えば法人税法第 8b 条、第 8c 条、営業税法第 9 条第 2a 号、第 7 号)には、パートナーシップの貸借対照表上の固定資本勘定(いわゆる資本勘定 I)に基づき出資比率が計算されることになります。

さらに、出資者にとっては、年次決算確定でもって支払いを求めることが理論的に可能な利益分配の場合、これが配当されたと見なされる点が重要です。支払いまたは引出しのために特別な決議を要する場合は、この限りではありません。みなし配当のコンセプトにより、利益分配額が実際に(パートナーシップの)出資者帰属の自己資本勘定に貸方記帳された場合には、みなし配当実施後に当該みなし配当額が直接再出資されたものとして取り扱われることになります。

通達には、課税オプションの行使に伴う課税上の帰結に関するその他のさまざまな見解に加えて、オプションの取消し、または法律に基づく課税オプションの終了についての見解も含まれています。

2022 年法人税ガイドライン草案

2022 年法人税ガイドライン政府草案(2021 年 10 月 27 日付)が各団体にヒアリングのため送達されました。草案には、特に、収益税法上のオーガンシャフト(連結納税グループ)および公法上の法人による営利事業に関する規定の分野における法改正を受けた改定が盛り込まれています。さらに、法的環境の変化および判例に応じてさまざまな改定が行われています。

法人税近代化法(Körperschaftsteuermodernisierungsgesetz – KöMoG)により導入された課税オプションモデル(法人税法第 1a 条)に関する見解は、ガイドライン草案には盛り込まれておらず、上記トピックの連邦財務省通達での運用となります。

収益税法上のオーガンシャフトの分野における改定は、いわゆる出資アプローチに関するものです。法人税近代化法において、オーガンシャフト上の超過および過少利益移転に際しての調整勘定計上のシステムは(超過利益移転を連結親会社に対する出資戻し、過少利益移転を連結親会社からの出資と見なす)出資アプローチシステムに取って代わられました。新規定は、2022 年 1 月 1 日以降の超過および過少利益移転から適用されることになります。税務当局によると、出資アプローチに関しては 2022 年法人税ガイドラインに加えて、個別の連邦財務省通達が公表される予定です。

法人税ガイドラインの更なる改定は、公法上の法人による営利事業に関する規定に関するものです。直近では 2020 年年次税法を通じて改正された社会福祉法改革を受け、租税通則法第 64 条第 3 項の収益上限が法人税ガイドライン法案に反映され、営利事業に対する非課税上限収益が年間 35,000 ユーロから 45,000 ユーロに引き上げられています。さらに、草案では、営利リース事業に関するガイドライン規定が撤廃されています。

その他の項目についても改定が盛り込まれた 2022 年法人税ガイドラインは、公表の翌日に効力を発生し、原則的に 2022 年課税年度から適用されることになります。立法手続き上は、各団体による法案に対する意見提出後、場合によっては連邦政府による修正草案の提出、連邦参議院の同意後に公表という流れになります。

研究開発助成金に関する連邦財務省通達

連邦財務省は施行から約 2 年が経過した研究開発助成金法 (Gesetz zur steuerlichen Förderung von Forschung und Entwicklung) に関する包括的な適用通達を公表しました。税務当局は通達の中で、研究開発助成金の申請に関するさまざまな疑問に対する指針を示しています。

2021 年 11 月 11 日付の研究開発助成金法に関する連邦財務省通達は、研究開発助成金に関する様々な実体法上および手続き上、ならびに研究開発助成金の収益税法上の取扱いおよび EU 助成金法上の助成対象活動(プロジェクト)にかかる疑問について広範な説明および多様な事例を盛り込んでいます。

通達には、研究開発活動(R&D)の定義に該当する活動(プロジェクト)の区分に関する詳細な見解が重点的に示されています。研究開発プロジェクトの実施が可能なさまざまな形態(社内研究開発、委託研究開発および共同研究開発)について網羅的に示されています。企業グループによるプロジェクトに関しては、当該研究開発プロジェクトが、社内研究開発に該当する場合と、(商法第 290 条に基づく)親子会社間での委託研究開発に該当する場合と明確に区分されています。国際取引課税法第 1 条第 2 項に該当する関連者間での委託研究開発に際しては、対価が独立企業原則に見合っている場合にのみ助成対象として容認されます。オーガンシャフト(連結納税グループ)の場合、(連結親会社だけでなく)グループ各社が個別に助成金の申請を行い支給を受けることが明確にされています。

連邦財務省通達は、助成対象となる研究開発プロジェクトの開始時点を相対的に見て、厳格に定義しています。活動内容および目的の定義ならびに研究開発プロジェクトの人的および財政的規模が、当該研究開発活動の開始前に確定していることが求められます。研究開発プロジェクトの開始時点および開始前に実施された準備的活動については、研究開発プロジェクトの区分を目的としたドキュメンテーションが求められます。委託研究開発においては、研究開発活動の開始時点ではなく委託日(早くとも 2020 年 1 月 1 日)が基準となります。通達には、助成対象となる人件費の正しい計算に関する非常に詳細なガイダンスが盛り込まれています。同様に、労働時間の適正なドキュメンテーションについても重視され、勤務時間表のサンプルの改訂版が通達に合わせて公表されています。

税務当局の見解では、助成金の申請者は、一事業年度中に発生した費用全額を一括して申請する必要があります。同じ年度中に追加の研究開発プロジェクトについても助成金の申請対象となるかどうか不確かな場合、これを確認後に一括申請を提出することが求められます。また、通達には、当該研究開発プロジェクトが助成対象活動に該当することの証明書に関する取扱いも盛り込まれています。

研究開発助成金の貸借対照表上の取扱いに関しては、法人の場合、法人税引当金の減額または法人税還付未収金として表示されます。左記の処理に伴う決算書上の収益への影響(法人税額の減額)は簿外で調整されます。

また、研究開発助成金法第 9 条に規定される、EU 指令に基づく透明性順守義務に関する税務当局の見解が通達において初めて示され、50 万ユーロを超える助成金の受給資格者は、EU 委員会のプラットフォーム上でその名称などが公表されるとしています。

II. BEPS

国別報告書の開示 (ドイツニュースレター2021年9月号の続報)

2021年11月11日にEU議会でEU会計指令の補足に関する改正法案が採択され、2016年4月にEU委員会が提案したイニシアチブが最終局面を迎えました。これにより大企業に対しては将来的に国別報告書の開示が義務付けられることになります。

EU理事会は、2021年6月にEU加盟国間での政治的合意に至った国別報告書の開示に関するEU指令改正法案を2021年9月28日には正式に採択していました。改正指令の正確な実施および適用開始期限は、EU指令のEU公報上の公布のタイミングによります。

新しい透明性順守義務は、連続する2事業年度における(グローバル)連結ベースの売上高が年間7億5千万ユーロを超える企業に対して課されます。対象となる企業は、将来的に、EU加盟国ごとの収益税(法人税)、従業員数、税引前利益および事業内容といった情報を開示することになります。第三国については合算した数字のみの開示が義務付けられますが、当該国が毎年3月1日時点でいわゆるEUブラックリストに記載されている、または、2年連続でEUグレーリストに記載されている場合は、個別開示となります。企業は、保護条項の枠内で(開示により企業活動に不利益が生じる懸念のある)機密情報の開示を最長で5年間延期する権利を有します。

詳細につきましては[EY Alert\(英語\)](#)をご参照ください。

III. 移転価格

クロスボーダーのグループ内ファイナンス

連邦財政裁判所は、2021年6月9日付の判決において、無担保のグループ内貸付金は、国際取引課税法第1条第1項に基づく所得更正の対象となり得ます。また、この所得更正がOECDモデル租税条約第9条第1項（【特殊関連企業】）による（租税条約の優先適用に基づく）適用除外を受けないとした、クロスボーダーのグループ内ファイナンスに関する判例を支持する見解を改めて示しました。連邦財政裁判所は、さらに、無担保貸付に際しての（担保に代わる）リスク補償を原則的に容認しています。ただし、独立企業原則にのっとった（高い）利率が求められ、独立企業原則にのっとっていない場合は、まず利息が更正対象とされるというのが連邦財政裁判所の見解です。なお、判決事案においてはEU法との関連についての検討は行われませんでした。

判決事案においては、国内のグループ親会社またはその連結子会社が、（1件を除いて）無担保の固定利率による貸付金を（フランスおよび米国の）子会社に供与していました。残りの1件については、固定利率に代わって毎年の利益（案分）が対価として支払われていました。ドイツのグループ親会社は、係争対象年度（2005年）において貸付金の減損処理を行いましたが、税務署はこの減損処理を国際取引課税法第1条第1項に基づき更正しました。連邦財政裁判所は、2019年6月19日付連邦財政裁判所判決において税務署による取扱いを原則的に支持していました。しかしながら、2019年6月19日付判決が、手続き上の問題から無効とされたことから、連邦財政裁判所は、再度本件の審理を行い、2021年6月9日付判決を下しました。

連邦財政裁判所は、さらに、第三者比較に関して詳細な見解を述べています。第三者比較においては、貸主（Lessor）が出資者／株主ではなく、第三者であると見なされることになります。したがって、出資関係にのみに起因する（実質的な）担保は、担保として考慮することができません。「同等または類似の状況」という事実要件が、第三者比較に求められる基準を一種の「グループ内比較」まで引き下げるとはないというのが連邦財政裁判所の見解です。第三者である債権者が担保の供出を条件に貸付金の供与を行うであろう場合には、無担保貸付は独立企業原則にのっとっていないことになります。なお、ここでいう第三者は必ずしも「伝統的な銀行」である必要はありません。

合意された貸付金について市場（価値）の算定が可能な場合、当該市場が第三者比較の基準となります。第三者が当該市場において、無担保貸付に伴う貸倒れリスクの増加分を利息プレミアムでもって相殺する用意がある場合には、連邦財政裁判所は、無担保貸付に際しての（担保に代わる）リスク補償を原則的に容認しています。無担保のグループ内貸付金が、個別事案のすべての状況の包括的検討の枠組みにおいて、独立企業原則にのっとっているかどうかは、第三者が、（担保に代わる）リスク補償の可能性も考慮した上で、同じ条件で貸付金を供与したかどうかによります。したがって、例えば担保がないといった個々の「条件」が満たされていないからと言って、必ずしも国際取引課税法第1条に基づく所得更正の対象となる訳ではありません。

事案においては無担保貸付金の第三者比較に関する判断が行われていなかったことから事案は下級審に差し戻されています。連邦財政裁判所は、リスク補償分を考慮した上でも利率が独立企業原則にのっとっていない限りにおいて、貸付金の減損処理は国際取引課税法第1条に基づく更正の対象とならないとしています。実際に実現した利息収益と独立企業原則にのっとった利息収益との差異、すなわち利率差の更正が優先されるためです。この結果、減損処理の更正といった、同一の事実関係にかかる更正は排除されることになります。連邦財政裁判所は、係争事案において国際取引課税法第1条が減損処理に適用されるかどうか自体が明確でないことから、EU法の検討ならびに欧州司法裁判所への先行判決の求めを見送っています。

連邦財政裁判所は、当該事案においてグループ内ファイナンスの問題に加えて、クロスボーダーの隠れた出資についても審理を行いました。国内グループ親会社は、マルタ子会社に対して経済財を簿価で譲渡しました。連邦財政裁判所は、経済財の譲渡は隠れた出資に該当し、原則的に国際取引課税法第1条第1項に基づく更正の対象となるとの見解を示しました。連邦財政裁判所第1法廷の見解では、隠れた出資もまた、国際取引課税法第1条第4項にいうところの「取引関係」に該当します。連邦財政裁判所にとては、会社法上の合意が根拠となっているかどうかが判断基準となります。こうした合意は、経済財の譲渡に伴い、出資者のステータスに変更（例えば、出資比率または配当権の変更）が生じるかどうかが前提となり、会社定款に取決めを盛り込むだけでは十分ではありません。出資者のステータスに変更があったかどうかは、経済財の譲受側の会社に適用される会社法（事案ではマルタの会社法）に基づき判断されます。財政裁判所でこの点についての審理が行われていなかったため、連邦財政裁判所は、この点についても下級審に差し戻しています。

連邦財政裁判所の見解では、国際取引課税法第1条に基づく所得更正はEU法に抵触するものではありません。独立企業原則にのとらない条件での取引の締結を経済的理由で正当化することは可能ですが、具体的な事案においては経済的理由が根拠として示されていませんでした。

IV. VAT

VAT 上の Gutschrift(クレジットノート)に関する連邦財務省通達

受益者による Gutschrift(クレジットノート)発行を通じた精算手続きにより、請求書発行手続きが簡素化される場合が実務上多く見られますが、運用にあたっては財貨／役務の供給者および受益者の双方にとって潜在的リスクが存在します。

VAT 法第 14 条第 2 項第 2 文によると、合意に基づき受益者が請求書(クレジットノート)を発行することが可能です。連邦財務省は、2019 年 11 月 27 日付連邦財政裁判所判決を受け、不適切な売上 VAT 表示に伴う VAT 債務(VAT 法第 14c 条第 2 項)がどのような場合に発生するのかという点に関する見解を示しました。連邦財務省によると、供給者が非事業者であるか事業者であるかによって、VAT 債務の発生の有無が異なります。

受益者が、非事業者、すなわち、売上 VAT の記載が認められていない供給者に対して売上 VAT の記載のある請求書(クレジットノート)を発行した場合、VAT 法第 14c 条第 2 項に基づく VAT 債務は発生せず、受益者側での前段階 VAT 控除権も生じません。

他方、事業者に対してクレジットノートが発行される場合、受益者による不適切な売上 VAT の記載に基づき、供給者側に VAT 債務が発生し得ます。VAT 収税リスクが完全に払拭できる場合にのみ、供給者はこの VAT 債務から免れることができます。連邦財務省通達によると、供給者が受益者に対して当該クレジットノートについて異議を唱えるだけでは十分ではありません。さらに、VAT 額が受益者であるクレジットノート発行者に返金される必要があります。

なお、供給者が受益者に対しクレジットノートについて異議を唱えた場合、これは受益者側での前段階 VAT 控除に影響します。税務当局の見解では、間違いの指摘により前段階 VAT 控除の要件となる(記載要件を満たした)請求書が存在せず、したがって、クレジットノート発行者(受益者)による前段階 VAT 控除は認められることになります。

請求書記載事項の緩和化

税務当局は、請求書記載事項に関する直近の連邦財政裁判所判決を VAT 適用通達に反映し、財貨の供給／役務の提供の期間に関する記載は、例外的ケースにおいては請求日から判断することができるとしました。

VAT 法上、記載要件を満たした請求書が前段階 VAT 控除の要件とされます。請求書記載事項の一つに財貨の供給または役務の提供の日付があります。左記の記載がない場合、税務当局は原則的に前段階 VAT 控除を否認します。記載要件を満たす請求書には、原則的に、請求日および財貨の供給または役務の提供の日という、2 種類の日付の記載が求められます。

連邦財政裁判所は、欧州司法裁判所の判例を追い風として、請求書記載事項に関する厳格な要件を若干緩和する見解を示しました。連邦財政裁判所は、すでに 2018 年 3 月 1 日付判決において、個別事案の状況に応じて請求書の発行された月に当該財貨／役務が供給／提供されたと判断される場合には、財貨の供給または役務の供給の日にに関する記載要件が満たされ得ると結論付けました。税務当局は、2021 年 9 月 9 日付連邦財務省通達を通じて、この判例を VAT 適用通達に反映させました。ただし、通達の文言によると、例外的取扱いのためには、財貨の供給／役務の提供が請求書発行と同じ月に行われたことに疑念の余地がないことが求められます。

上記の取扱いは、すべての未確定事案に適用されます。

不適切な売上 VAT 記載の訂正のタイミング

売上 VAT が請求書に不適切に記載された場合、当該売上 VAT は税務署に納付しなければなりません。当該売上 VAT は、請求書の訂正手続きを通じて還付可能です。連邦財政裁判所は、訂正額の確定がどの VAT 申告期間に行われるのかの審理を求められていました。

売上 VAT が発生していないに関わらず、これが請求書に記載された場合、当該 VAT 額は請求書への記載が行われたことのみを理由に税務署に納付されなければなりません。受益者側で、誤って表示された売上 VAT の前段階控除が行われるリスクがこの取扱いの背景にあります。VAT 法第 14c 条の規定は、不正確な売上 VAT 記載(例: 軽減税率適用の売上について一般税率で請求)および不適切な売上 VAT 記載(例: 売上 VAT の記載のある非事業者発行の請求書)の 2 つのケースを区分しています。

不正確な売上 VAT 記載の場合、過大記載分の VAT 債務額の訂正是、訂正請求書が受益者に対して発行された時点に対応する課税期間に行われることになります。連邦財政裁判所は、今回、不適切な売上 VAT 記載の場合、受益者が当該請求書に基づき不適切に控除を行った前段階 VAT を税務署に返還した時点に対応する課税期間に売上 VAT の還付が行われることになるとの判決を下しました。したがって、請求書の訂正時点または税務署による訂正の承認時点のいずれも売上 VAT 還付の基準とはなりません。このため、請求書発行者は、受益者が税務署に前段階 VAT を返還した時点の確認を行う必要が生じます。

V. 保険税

第三国に保有される恒久的施設の保険

連邦財務省は、2020 年末の保険税改革により改正された保険税法第 1 条（【保険の対象】）に関する原則的見解を 2021 年 3 月に示していましたが、今回、特に第三国に保有される恒久的施設の保険の運用上の問題に関する見解を示しました。

2020 年 12 月 3 日付の保険税法近代化法（Versicherungsteuerrechtsmodernisierungsgesetz-VersStRModG）により、第三国における保険リスクに関する、EU／EEA 加盟国所在の保険者に対する課税権が拡大されました。新たに導入された保険法第 1 条第 2 項第 2 文第 4 号に基づき、自然人以外により EEA 域外に保有される恒久的施設またはその他の設備にかかる保険に対しては、保険引受人がドイツ国内に本店所在地を有する場合、ドイツで課税対象となります。

連邦財務省は、2021 年 9 月 7 日付通達において、2021 年 3 月 4 日付連邦財務省通達に盛り込まれていない疑問点についてその見解を示しました。連邦財務省は、例えば「恒久的施設の保険」要件の解釈を始めとする、恒久的施設に関する第 4 号の事実要件の適用領域について見解を示しています。

連邦財務省は、さらに、保険税法第 1 条第 2 項第 2 文第 4 号と、第 1 条第 2 項第 3 文第 2 号の一般事実要件ならびに（第 1 条第 2 項第 2 文第 1 号から第 3 号の）特別事実要件との関係についての見解を示しています。新通達にはまた、第三国所在の子会社による保険（保険税法第 1 条第 2 項第 2 文第 4 号にいうところの恒久的施設の保険との区別）、ならびに、どのような条件下でドイツまたは EEA 加盟国に所在する子会社が締結する保険がドイツで課税対象となるかといった疑問点に関する説明が盛り込まれています。

VI. 不動産取得税

不動産取得税改革: 経過規定に関する通達の公表

不動産取得税法の改革により、2021 年 7 月 1 日以降シェアディールに関する規定が包括的に改正されたが、改正規定の適用に関する経過規定が非常に複雑なことから、運用に関する一連の疑問が未解決となっていました。連邦各州の上級財務局は、共同通達においてこれらの疑問点に関する見解を示しました。

主に補足的事実要件（いわゆるシェアディール規定）の領域を対象とした不動産取得税法改革は、2021 年 7 月 1 日以降成立する取得取引から適用が開始されます。なお、改正法には、例えば、改正前の不動産取得税法第 1 条第 2a 項の 2026 年 6 月 30 日までの継続適用および改正前の第 1 条第 3 項および第 3a 項の無期限適用といった経過規定が盛り込まれています。こうした経過規定の複雑性は、改正後の補足的事実要件の適用に際して法的不確実性をもたらすことになります。連邦各州の上級財務局は、2021 年 6 月 29 日付共同通達の中で事例を挙げながらその見解を示しました。結論としては、通達は想定される範囲に留まり、明確化の性格を有する内容となっています。

通達には、以下の項目が盛り込まれています。

- ▶ 不動産取得税法第 1 条第 2a 項にいうところの人的会社（パートナーシップ）における出資者変動の取扱い
- ▶ 改正前の不動産取得税法第 1 条第 2a 項（95%の出資持分変動要件および 5 年間の保有期間）の 2026 年 6 月 30 日までの継続適用の対象となる取引
- ▶ 出資持分変動または出資持分一元化（不動産取得税法第 1 条第 3 項）および経済的出資（第 1 条第 3a 項）のケースにおける、改正前条文の無期限継続適用の対象となる取引
- ▶ 不動産取得税法第 1 条第 2b 項にいうところの資本会社における出資持分変動要件の適用開始に関する取扱い
- ▶ 上場条項（不動産取得税法第 1 条第 2c 項）の（2021 年 6 月 30 日以前の取引を含む）すべての未確定事案への適用
- ▶ 不動産取得税第 5、6、7 条の免税条項の対象となる取引に適用される保有期間の延長の取扱い

VII. 個人所得税／賃金税

電気自動車の私的利用に関する連邦財務省通達(ドイツニュースレター2021年9月号の続報)

2021年6月に公表された事業用の電気およびハイブリッド自動車の私的利用の取扱いに関する適用通達案は、若干の修正後その最終版が2021年11月5日付連邦財務省通達として公表されました。

通達最終版には、特に、ここ数年間に行われた、事業用の電気自動車およびプラグイン・ハイブリッド車両の私的利用に伴う便益の評価に関する法改正が反映されています。改正により、要件が満たされた場合には、事業用の電気自動車の私的利用(または従業員への社有車提供)に伴う便益の評価の算定基準が(グロス車体価格の1%から0.5%に)半減されます。プラグイン・ハイブリッド車両の場合の評価は、段階的に引き上げられる二酸化炭素排出量基準および走行可能距離に応じた計算となります。2019年1月1日以降2030年12月31日までの間に取得された、グロス車体価格が60,000ユーロを超えない電気自動車については、グロス車体価格の4分の1が算定基準とされます。

連邦財務省は、さらに、(個別にリースされる)バッテリーシステムの取扱い(いわゆる不利益調整)、走行記録法(実費ベース)に基づく利用価値の計算ならびに(取得の定義、利用者の変更、共有社有車の利用などに関する)適用規定についての見解を示しています。

最終通達は2021年6月に公表された通達案と内容的に大きく異なるものではありません。新しい適用通達は、2014年6月5日付けならびに2018年1月24日付適用通達に取って代わることとなります。2018年4月4日付適用通達(事業用車両の私的利用)および2020年9月29日付適用通達(充電の取扱い)は引き続き適用されます。

従業員出資持分に関する連邦財務省通達

2021年6月10日に公布されたファンド立地法(Fondstandsortgesetz)により、従業員に対する無償または廉価での出資持分の供与に伴う便益に対する税務上の非課税限度額が1,440ユーロに引き上げされました。さらに、中小企業従業員に対する廉価での出資持分の供与に伴う便益の課税繰延べの選択適用が(再)導入されました。連邦財務省は、2021年11月16日付連邦財務省通達において、新たに規定された従業員出資持分に関する規定の賃金税上の取扱いについて詳細な見解を示しています。

新通達は、非課税限度額に関しては、従来の(2020年12月31日まで適用される)2009年12月8日付通達に取って代わりますが、雇用者が負担する預託口座手数料の賃金税上の取扱いが追加されています。

連邦財務省の見解では、所得税法第3条第39号第4文に基づく出資持分は、供与時点の時価で評価されます。連邦財務省は、2014年5月7日付連邦財政裁判所判決を適用通達に反映し、当事者双方に拘束力のある売却取引の締結時点の時価での評価も可能であるとしています。

連邦財務省は、新たに導入された廉価での中小企業出資持分供与に伴う便益の課税に関する選択権(所得税法第19a条)について、(所得税法第3条第39号の非課税限度額と異なり)株式会社法第18条にいうところの企業グループ内の別の企業への出資持分は、所得税法第19a条第1項第1文(課税繰延べの選択適用)にいうところの雇用者に該当せず、優遇措置の適用外であるとしています。連邦財務省は、さらに、中小企業の定義の個々の要件、課税繰り延べに際して適用される優遇税率(いわゆる5分の1課税)の適用条件、繰延課税時点での価値の下落の取扱いならびに課税繰延べに関する賃金税上のルーリングの拘束力に関する見解を示しています。また、課税繰延べに関する賃金税上のルーリングとは別に、出資持分の供与に関連した税務上の取扱いに関する賃金税上のルーリングの申請が可能であるとしています。所得税法第19a条の新規定およびこれに関連した連邦財務省通達の内容は、2021年7月1日以降譲渡される出資持分から適用されます。

2022年に適用される賃金税上の現物給与査定額

無償または廉価で従業員に提供される食事は、社会保険対価法(Sozialversicherungsentgelt-verordnung: SvEV)上で定められた現物給与支給額で評価されます。職業上の理由による外部勤務(出張)時または二重家計の一環で、雇用者または雇用者の指示に基づき、第三者から従業員に対して提供される、税込みで60ユーロを超えない食事についても同様です。

2022年に適用される賃金税上の現物給与査定額は以下の通りです。

朝食代	1.87ユーロ
昼食または夕食代	3.57ユーロ

2022年に適用される外国出張時の食事手当および宿泊費の非課税限度額

ドイツ国内・外国出張時の食事手当(日当)および宿泊費の非課税限度額は2021年から変更ありません。

VIII. 税務会計

金額的に重要性の低い場合の前払費用計上(ドイツニュースレター2021年2月号の続報)

過去、財政裁判所判決において、金額的に重要性の低い場合の前払費用計上に際しての簡便的な取扱いの必要性が指摘されるケースが増えていました。バーデン・ヴュルテンブルク財政裁判所は、2つの判決事案において少額固定資産上限額を重要性の金額的な判断基準と見なすとの見解を示していました。

連邦財政裁判所は、直近の判決事案において、上記とは異なる見解を示し、金額的に重要性の低い場合であっても前払費用の計上が必要であるとの判決を下しました。重要性の原則または比較相対性原則のいずれも、金額的に重要性の低いケースにおいて期間対応案分による利益計算を放棄する根拠とならないとされます。連邦財政裁判所の見解では、所得税第5条第5項第1文第1号(前払費用の計上)の適用に際しての選択権の行使のためには、金額的に重要性の低いケースにおいて正確な期間案分を行わないという選択を納税者に認める法的規定が必要であるとされます。同様のことが、締結済みの生命保険契約の管理のための(金額的に重要性の低い履行義務の)引当金の計上、または金額的に重要性の低い債権の計上にも当てはまります。連邦財政裁判所は、この限りにおいて、前払費用の計上に関連した選択権を認めたとした2010年3月18日付連邦財政裁判所決定も支持しています。

選択権によってある程度の簡便的取扱いを可能にしようとした下級審の見解は、金額的に重要性の低いケースにおける期間案分計算に際して、企業の資産および収益の状況の透明性の改善に見合わないような費用を要するとは認められないという連邦財政裁判所により反駁されました。例え比較的僅少な金額であっても、金額が確定していることから、貸借対照表に計上されなければなりません。また、連邦財政裁判所の見解では、少額固定資産に関する立法者の考え方を前払費用計上の取扱いに適用することもできないとされます。

外貨建借入金の価値の引上げ

連邦財政裁判所の見解では、外貨に対するユーロの価値が、当該通貨圏の経済的または通貨政策上の指標の根幹的な変動により下落した場合には、外貨建借入金の恒常的な価値上昇に伴う評価額引上げが認められます。この取扱いは、残存年数に関わらず、すべての外貨建借入金に適用されます。

為替変動の影響を受ける債務(外貨建債務など)については、原則的に債務発生時点の価値(および為替レート)が基準となります。各決算日時点までに生じた為替レートの変動が継続的であることが見込まれる場合には、恒常的な為替価値の上昇と見なされます。長期外貨建借入金について通常は、恒常的な価値の変動は生じないとされます。長期外貨建借入金の場合、価値の変動が原則的に借入金返済時までに再び収束すると考えられるためです。

連邦財政裁判所は、直近2つの判決事案において、外貨建借入金の価値の引上げを可能とする為替レートの変動がどのような場合に持続的と分類されるかの審議を行いました。

連邦財政裁判所は、1つ目の訴訟事案において、決算日時点の為替レートの変動が恒常的な価値の上昇に該当するかどうかは、原則的に債務の残存期間で判断されるしました。ただし、決算日の為替レートの上昇が経済的および/または財務政策上の指標の根幹的な変動に起因する場合、為替変動が債務の残存期間中に収束するとの前提に立つことはできないとしています。こうした場合には、恒常的な価値の上昇があったとされます。この見解は、借入金の残存期間が無期限または期限付きを問わず、かつ、借入金の残存期間が最低10年または10年未満かどうかに関わらず、すべての外貨建借入金に適用されます。連邦財政裁判所は、為替変動が個別の決算日に20%または2期連続する決算日にそれぞれ10%を超過した場合には、恒常的な価値の上昇があったと見なす類型的取扱いを認めませんでした。

連邦財政裁判所は、こうした経済的および/または財務政策上の指標の根幹的な変動に伴う為替レートの上昇は、2010年の決算日前にヨーロッパで起こった債務危機に際して生じたとしています。したがって、2010年12月31日期の外貨建借入金の評価額引上げは妥当とされます。債務危機を背景に生じた為替変動は、決算日以前に発生した価値の形成要因となる事象に該当します。

2つ目の事案は、スイスフラン建債務に関するものです。債務計上時の為替レートは1ユーロ=1.55スイスフランでした。2011年9月6日付のスイス中央銀行(SNB)コムニケにより、対ユーロレート1.20ユーロへの変更が公表され、NSBによる為替介入によりこれが実現されることになりました。連邦財政裁判所は、コムニケおよび為替介入による恒常的な価値の上昇があったとする納税者の主張を支持し、恒常的な価値の上昇の理由の方がこれに反する理由に勝るとして決算日(2011年12月31日)における借入金の価値の引上げを認めました。SNBは無制限の為替介入を通じて為替変動に影響を与え、これにより持続的な為替レートの変動が生じたためです。

IX. 租税通則法

税金利息の利率の合憲性

連邦憲法裁判所は、2021年8月18日に公表された決定において、税金納付利息および税金還付利息の計算に適用される利率は違憲であるとの見解を示しました。連邦憲法裁判所によると、月利0.5%(年利6%)での税金計算を定めた法規定は、2014年以降、基本法第3条第1項(【法の下の平等】)に違反するものです。立法者に対しては、2022年7月31日までに2019年以降(の利息加算対象期間)について新しい法規定を定めることが求められました。新規定は2019年以降のすべての未確定事案に適用されることとなります。なお、連邦憲法裁判所は、2014年から2018年の利息加算対象期間については、現行規定が引き続き適用されるとしています。

税務当局は、利率の合憲性について連邦憲法裁判所で審議中であったため、これまで税金納付利息および還付利息を租税通則法第165条第1項第2文第3号に基づき暫定的に査定していました。

連邦財務省は、上記の連邦憲法裁判所決定を受け2021年9月17日付通達を公表し、2019年1月1日以降の期間に対する利息の暫定的査定について、立法者による新規定が成立するまでの間、税務当局がどのような手続きを講ずるか見解を示しています。

通達によると、2019年1月1日以降の利息算定期間について最初の査定の行われた税金納付利息および還付利息はそのすべてについて執行が停止されます。これら利息は遡及的法改正後に場合によっては再査定されることになります。利息査定が、租税通則法第162条第1項(留保条項)に基づき更正または修正される場合も同様に、税務署による執行が停止されます。利息査定が他の修正規定に基づき、納税者の有利または不利に更正または修正される場合、金額的に新たに査定される利息のみが執行停止の対象となります。結果として、これら執行停止された利息は引き続き暫定的性格を有することになります。2019年1月1日以降を利息算定期間として今後新たに査定される利息については、その執行が停止されます。

2018年12月31日までを利息算定期間とする利息査定については、これを最終査定とする査定書が交付されることになります。2018年12月31日までの利息算定期間に対する異議申し立ては根拠なしとして却下されます。2019年1月1日以降の利息算定期間にかかる異議申立て手続きおよび税務訴訟手続きはその執行が停止されます。2019年以降の税金還付利息の査定の停止措置に対する異議申立ては税務当局により却下されます。

税務当局の見解では、基本法違反は、租税通則法上の他の利息(猶予利息、脱税利息、執行停止利息)には該当しないとされます。連邦憲法裁判所の論拠がどの程度税法上の他の利息規定にも展開可能かどうか、現段階では不明です。また、通達には、特に、税金還付利息に関して、租税通則法第176条第1項第1文第1号の(連邦憲法裁判所により法律が無効とされた場合に納税者に不利となる更正を認めないとする)信義保護規定をどう取り扱うかといった、実務上の問題についての見解は盛り込まれていません。

X. 税務コンプライアンス

2020年課税年度の税務申告書提出期限の延長

ATAD導入法(ATAD-Umsetzungsgesetz-ATAD-UmsG)により、2020年課税年度の税務申告書提出期限および税金利息の加算猶予期間が法的に延長されました。税務当局は、(新しい)法規定に言及した上で、運用上の問題に対する見解を示しています。

2020年課税年度の税務申告書提出期限は、税理士作成の場合は3カ月間延長され2022年5月31日、納税者自身による作成の場合は同様に3カ月間延長され2022年10月31日となります。法改正に応じて、租税通則法第233a条に基づく税金利息の加算開始も2022年4月1日から2022年7月1日に繰り下げられています。さらに、申告書の提出遅延に対する遅延過料も、2020年の終了後(従来の14カ月に代わって)17カ月が経過して初めて賦課されることになります。

2021年7月20日付連邦財務省通達では、上記の法的な期限延長は当局により自動的に認められることから納税者による申請は不要であること、納税者自身による作成の場合の法定提出期限からのさらなる期限延長の申請の可能性について言及されています。これに対して、税理士による作成の場合においては、納税者およびその代理人の責によらない理由により提出期限を順守することができなかつたことが証明できる場合に限り、期限延長が認められます。また、税理士による作成の場合は、引き続き、税務署による法定期限前の早期提出要請が可能とされます。

通達には、さらに、提出遅延に対する遅延過料の賦課に関連した見解が示されています。税金利息の加算猶予期間については、繰り下げ規定が納付利息および還付利息の双方に適用され、また、税理士による作成の場合に限定されないとされています。

E バランスシートのタクソノミの改訂

連邦財務省は、2021 年 7 月 9 日付連邦財務省通達において、E バランスシートの改訂データセット(バージョン 6.5)を公表しました。

バージョン 6.5 の新しいタクソノミ(基本、補足および特別タクソノミ)は www.esteuier.de 上で閲覧およびダウンロードが可能です。改訂タクソノミは、2022 年 1 月 1 日以降開始される事業年度(2022 年度または 2022/2023 年度)からの適用となります。2021 年 1 月 1 日以降開始する事業年度(2021 年度または 2021/2022 年度)からの使用も容認されます。改訂タクソノミでの E バランスシートは、2021 年 11 月以降はテスト提出が、2022 年 5 月以降は正式提出が可能となる予定です。

EU ブラックリストのアップデート

EU 加盟国は、非協力的な国・地域のリストを改定しました。リストには、有害な租税スキームを導入している国・地域(いわゆる EU ブラックリスト)、または、こうした租税スキームの改革を宣言した国・地域(いわゆる EU グレーリスト)が記載されています。リストの改定は、特定の国内税法規定の適用にも影響します。

EU 加盟国蔵相は 2021 年 10 月 5 日の EU 蔵相会議(ECOFIN)において、アンギラ、セイシェルおよびドミニカを非協力的な国・地域のリスト(EU ブラックリスト)から削除することを決議しました。2021 年中 2 回目となる通常改定を受け、EU ブラックリストに記載される国・地域は、アメリカ領サモア、フィジー、グアム、パラオ、パナマ、サモア、トリニダード・トバゴ、アメリカ領バージン諸島およびバヌアツの 9 カ国となっています。

EU 蔵相は、さらに、非協力的な国・地域のリスト(EU グレーリスト)の改定を決議しました。EU グレーリストには、有害な租税スキームに対する改革措置の実施を宣言した国・地域が記載されています。すべての EU 加盟国との間の自動的情報交換制度の導入に際してのさらなる努力を要請されているトルコは、引き続き EU グレーリストの記載対象となっています。

2017 年に導入された EU ブラックリストは、リストに記載された国・地域との間の商取引が、透明性または税務上の防止措置のターゲットとされる機会が増えたという点から、その重要性を増してきます。EU ブラックリスト/EU グレーリストの影響を受ける規定には、クロスボーダーのタックスプランニングに関する報告義務(DAC6)、開示国別報告書ならびに、2022 年から適用開始予定のタックスヘイブン防止法が挙げられます。

非協力的な国・地域のリストの次回の改定は、2022 年 2 月に予定されています。

XI. 租税条約

相互協議手続きおよび仲裁手続きに関する連邦財務省通達

連邦財務省は、2021 年 8 月 27 日付連邦財務省通達を通じて、直近では 2018 年 10 月に改訂された、「相互協議および仲裁手続き(紛争解決手続き)に関するガイドライン」を改訂し、二国間租税条約、EU 仲裁条約および(国内法である)EU 租税条約紛争解決法に基づく紛争解決手続きに関する見解を示しました。さらに、すべての手続きに関する一般的な手続き上の運用に際しての疑問についても説明を行っています。特に、独立企業原則の適用および解釈に際して法的不確実性が高まっているといった背景から、今回の改訂は、実務に大きく影響するものです。

ガイドラインには、一般的な、一部厳格化された手続きの実施プロセスに関する詳細が盛り込まれています。また、3 種類の法的根拠のそれぞれに基づく紛争解決手続きの実施プロセスについても詳細に説明されています。なお、例えば事前確認制度(Advanced-Pricing-Agreements- APAs)といった事前の紛争回避手続きについては取り上げられていません。

EU 租税条約紛争解決法(EU-DBA-Streitbeilegungsgesetz-EU-DBA-SBG)により、租税条約または EU 仲裁手続きのいずれかに基づく紛争解決手続きを選択することが可能となりました。この EU 租税条約紛争解決法に基づく新たな選択肢に関する詳細(例えば、相互協議および仲裁手続きの開始および申請に関する一般的な説明)が通達に反映されています。EU 租税条約紛争解決法は、2018 年 1 月 1 日以降開始される課税年度から適用されます。税務当局は、他の EU 加盟国の管轄当局との合意の上、納税者の要請に応じて EU 租税条約紛争解決法に基づく手続きを早期適用するとしています。ただし、これは個別事案ごとの取扱いであって、先例としての拘束力を発揮するものではありません。ガイドラインには、さらに、個人および小企業に対しては EU 租税条約紛争解決法に基づく簡便な取扱いが適用されるとしています。簡便な取扱いの場合、例えば特定の書類を連邦中央税務局にのみ提出すれば良く、相手国の当局への提出は不要とされます。

EU 租税条約紛争解決法に基づく紛争解決手続きに加えて、個々の二国間租税条約または EU 仲裁条約に基づく紛争解決手続き(相互協議または仲裁手続き)も引き続き可能です。ただし、EU 租税条約紛争解決法に基づく手続きと、租税条約または EU 仲裁契約に基づく相互協議手続きとを並行して行うことは認められません。また、租税条約に基づく手続きと EU 仲裁契約に基づく手続きとの間に競合関係が生じる場合、納税者はいずれか一方の手続きを選択する必要があるというのが税務当局の見解です。ただ、納税者の側からすると自身の法的権利を確保し、申請期限経過を回避する目的で、申請に際しては、選択する手続きを一本に限定しない方が望ましいと考えられます。

ガイドラインには、それぞれの法的根拠に基づく紛争解決手続きの詳細に入る前に、すべての相互協議手続きに共通する一般的な手続き上の説明がされていますが、一部、現行規定または長年の手続き実務を厳格化する内容となっています。

申請は原則的にドイツ語で行われることになります。加えて、当事者国間の共通の作業言語への翻訳が求められます。連邦中央税務局と相手国当局の事前合意がある場合に限り、共通の作業言語（通常は英語）による申請が容認されますが、これは特に（相互協議の合意）期限の起算に際して重要です。事後的な当局間の（共通作業言語に関する）合意の場合、申請は合意時点以降に提出されたと見なされるためです。他方、相互協議申請が提出期限までに提出されたかどうかは、申請書の受理時点が基準となります。ガイドラインに列挙された書類がすべて提出されて初めて申請が期限内に提出されたと見なされるという税務当局の見解に注意が必要です。税務当局は、必要書類に関して、異議申立てが期限内に行われたどうかを規定する租税通則法上の規定にのっとって、中核となる情報に限定せず、明らかに高い基準を設定しています。住所、税務番号およびその他の一般的な標準的記載事項に加えて、申請根拠の一環で事実関係に関する包括的なドキュメンテーションも要求されます。

ガイドラインには、人的会社（パートナーシップ）による申請手続きについても詳述されています。また、紛争解決手続きと国内法上の不服申立て手続きとの関係についても示されています。税務当局は、同じ争点について国内法上の不服申立て手続きと国家間の紛争解決手続きを同時並行で行うことは可能である点を確認しています。税務当局が、ドイツの裁判所による判決が確定した後であっても、判決とは異なる結果になる可能性のある相互協議手続きまたは仲裁手続きの実施が可能であるとの見解にあるかどうかは、今のところ不明です。税務当局は、また、相互協議手続きと源泉徴収済みの源泉税の還付手続きとの関係についても詳細な見解を示しています。ここで特に留意すべきは、税務当局の見解では、相互協議手続きの申請期限が、当初の源泉徴収時点で起算される点です。（相互協議手続きの）申請期限経過後に初めて還付申請に対する決定が行われることが少なからずあるため、納税者は自身の法的権利を確保するためにも、場合によっては予防的に、すなわち、還付申請に対する決定が行われる前に、（相互協議手続きの）申請を行うのが望ましいと思われます。

ガイドラインは、また、紛争解決手続きとの関連での、租税通則法第361条（【執行停止】）、第175a条（【相互協議による合意の実施】）ならびに時効期限といった租税通則法上の手続き規定の運用に関する明確化を行っています。

改訂されたガイドラインには、ドイツが締結した租税条約のうち、仲裁条項および場合によっては仲裁手続きの適用に関する相互合意を盛り込んだ租税条約のリストが付表として盛り込まれています。

XII. 社会保険

2022年社会保険料算定基準額

2022年に適用される社会保険料算定基準額および社会保険料率は以下の通りです。

社会保険料算定基準限度額	旧西ドイツ		旧東ドイツ	
	月額(ユーロ)	年額(ユーロ)	月額(ユーロ)	年額(ユーロ)

法定健康保険加入義務限度額：

一般	5,362.50	64,350.00	5,362.50	64,350.00
2002年12月31日以前の加入免除者	4,837.50	58,050.00	4,837.50	58,050.00

算定基準限度額：

健康及び介護保険	4,837.50	58,050.00	4,837.50	58,050.00
年金及び失業保険	7,050.00	84,600.00	6,750.00	81,000.00

保険の種類	年金保険	失業保険	健康保険 ¹	介護保険
雇用者負担	9.30 %	1.20%	7.3% (+0.65%) ²	1.525%
従業員負担	9.30%	1.20%	7.3% (+ 0.65%) ²	1.525% (+0.35%) ³
合計	18.6%	2.4%	14.6% (+1.3%) ²	3.05% (3.4%) ³

¹ 標準保険料

² 健康保険追加保険料、料率は健康保険機関によって若干異なる

³ 子供のいない満23歳以上の被雇用者に対する追加保険料

コンタクト先

Ernst & Young GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
JBS (Japan Business Services)

デュッセルドルフ

Graf-Adolf-Platz 15
40213 Düsseldorf
Germany

梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 6196 8024 13461 (Notes FAX)
kenji.umeda@de.ey.com

野中 榮助

Phone +49 211 9352 12980
Fax +49 6196 8024 12980 (Notes FAX)
eisuke.nonaka@de.ey.com

ハンブルク

Rothenbaumchaussee 78
20148 Hamburg
Germany

梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 6196 8024 13461 (Notes FAX)
kenji.umeda@de.ey.com

フランクフルト

Mergenthalerallee 3-5
65760 Eschborn
Germany

久保川 智広

Phone +49 6196 996 24152
Fax +49 6196 8024 24152 (Notes FAX)
tomohiro.kubokawa@de.ey.com

梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 6196 8024 13461 (Notes FAX)
kenji.umeda@de.ey.com

ミュンヘン

Arnulfstrasse 59
80636 München
Germany

英 正樹

Phone +49 89 14331 21366
Fax +49 6196 8024 21366 (Notes FAX)
masaki.hanabusa@de.ey.com

シュツットガルト

Flughafenstrasse 61
70629 Stuttgart
Germany

久保川 智広
Phone +49 6196 996 24152

Disclaimer

- ▶ By nature, the information made available can neither be exhaustive nor tailored to the specific needs of an individual case. It does not constitute advice, any other form of legally binding information or a legally binding proposal on our part.
- ▶ This presentation reflects our interpretation of the applicable tax laws and regulations, the corresponding court rulings and the official statements issued by the tax authorities.
- ▶ This presentation is based on the law as of the date of this presentation. In the course of time, tax laws, administrative instructions, their interpretation and court rulings may change. Such changes may affect the validity of this presentation.
- ▶ We are not obliged to draw your attention to changes in the legal assessment of issues dealt with by us in this presentation.
- ▶ We assume no warranty or guarantee for the accuracy or completeness of the contents of this presentation. To the extent legally possible, we do not assume any liability for any action or omission that you have based solely on this presentation. This also applies should the information prove to be imprecise or inaccurate.
- ▶ This presentation and the handout are not a substitute for qualified tax advice.

EY | Building a better working world

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.

Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.

Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2022 EYGM Limited.
All Rights Reserved.

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com